

臨時給水に関する取り扱い要綱

佐倉市は大規模開発者、小規模開発者、道路位置指定等による開発者及び工事施工業者又は建築申請者と臨時給水について事前に協議し、下記納付金を前納することにより、給水するものとする。

1. 口径別・期間別納付金

- (1) 臨時給水申込者は、口径別、期間別納付金表の定める額に百分の百五を乗じて得た額を前納するものとする。なお、申請時の期間以内に給水を必要としない事由が発生しても当該納付金は還付しない。
- (2) 前項期間を超過した場合には、超過料金に百分の百五を乗じて得た額を加算徴収する。
- (3) 使用水量に対する料金は、佐倉市水道事業給水条例に準ずる。

期間別 口径別	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	超過料金 1ヶ月
20 mmまで	30,000 円	50,000 円	80,000 円	140,000 円	30,000 円
25 "	40,000	70,000	100,000	180,000	40,000
30 "	50,000	90,000	120,000	220,000	50,000
40 "	60,000	110,000	150,000	260,000	60,000
50 "	80,000	140,000	190,000	320,000	80,000

2. 給水工事は施設基準に基づいて行うものとする。
3. 撤去工事は、分水栓及び分水箇所から給水装置までを撤去する。
4. 給水は、臨時用量水器を設置して計量する。
5. 臨時給水の引き込み口径は、20 mm、25 mm、30 mm、40 mm、50 mmとし、その他の口径は、臨時給水として認めない。
6. 臨時給水は、飲料水の供給を原則とする。
7. 臨時給水を継続する場合は別紙様式による。

(附則)

この要綱は、昭和53年4月1日より適用する。

(附則)

この要綱は、平成元年10月1日より適用する。

(附則)

この要綱は、平成9年4月1日より適用する。

臨時給水継続申請書

平成 年 月 日

佐倉市水道事業
管理者

様

住所
氏名
電話
印
使用者

私は、下記に設置した臨時給水装置（赤メーター）を引き続き使用したいので申請します。

記

設置場所	佐倉市		
量水器	口径	番号	取付
	mm	—	年 月 日
指定工事店			
継続使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

課長	課長補佐	給水班長	給水班	整備班長	整備班